

第4期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン 2025

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

「人生 100 年時代を見据え、健康で心豊かに生きるための食育」



食育とは（食育基本法より）

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

令和3(2021)年3月

栃木県

目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進体制	2
5	計画の進行管理	2
※	栃木県における食育推進体制図	3
II	食育に関する情勢	4
1	食に関する意識と消費構造	4
2	県民の食生活の状況	6
3	県民の健康に関する状況	9
4	県民の食品に関する安全への意識	12
5	県内の農産物の生産状況	13
6	栃木県食育推進計画（第3期）指標の達成状況	13
7	SDGs(持続可能な開発目標)について	14
8	食育をめぐる課題	14
III	基本理念およびコンセプト、基本目標	15
IV	施策の展開と指標	16
1	食を通して豊かな心、人間性をはぐくみます	18
(1)	食を楽しむ機会の確保	18
(2)	食に感謝する心の醸成	20
(3)	地域の食材や食文化への理解促進	22
2	食を通して県民一人ひとりの健康を目指します	24
(1)	正しい食生活に向けた環境整備	24
(2)	栄養バランスのとれた食生活の推進	26
(3)	規則正しい食生活の推進	28
3	食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します	30
(1)	食の安全性に関する信頼の確保	30
(2)	食育に関わる人材の確保と活動促進	32
(3)	食に関わる関係者の連携強化	33
V	参考資料	34
1	とちぎ食育推進連絡会設置要領	34
2	食育基本法	36

I はじめに

1 計画策定の趣旨

国は、国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的に、平成 17（2005）年 6 月、食育基本法を制定し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたって健康で文化的な国民の生活と豊かな活力ある社会の実現を目指すとしています。

本県においては、食育基本法第 17 条に基づき、『県民一人一人が、生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育むこと』を食育の基本理念と定め、平成 18（2006）年 12 月に栃木県食育推進計画「とちぎの食育元気プラン」を策定しました。

さらに、平成 23（2011）年 3 月に「とちぎの食育元気プラン（第 2 期）」、平成 28（2016）年 3 月に「とちぎ食育元気プラン 2020」を策定し、食育の普及、実践に向け、関係団体と連携しながら県民運動として、各種施策を展開してきました。

その結果、各市町の食育推進計画や推進体制が整備され、様々な食育活動が展開されています。

しかしながら、近年、食に関する価値観や暮らしの多様化が進む中で、家庭や地域における「共食」や郷土食の継承機会の減少、若い世代の食への関心の低下、働く世代の食習慣の乱れ、高齢者の低栄養など取り組むべき課題は多く、心身の健康を培い、豊かな人間性を育むためにはこれら課題への対応が求められています。

そこで、これまでの成果や課題、食をめぐる状況、社会情勢等を踏まえ、本県が目指す食育推進の方向性を再確認し、県と県民、市町、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的に推進していくための指針として、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間を期間とする第 4 期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン 2025」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、本県における食育推進の基本的方向性とその実現に向けての具体的施策を明らかにするものであり、食育基本法第 17 条に基づく都道府県食育推進計画として位置づけています。

なお、この計画の推進にあたっては、県の関係各部局が所管する関連計画や、各市町において策定される市町食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組等との連携を図りながら進めるものとします。

3 計画の期間

この計画は、国の食育推進基本計画や栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」などとの整合性を図るため、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 か年を計画期間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて、計画の見直しを行います。

4 計画の推進体制

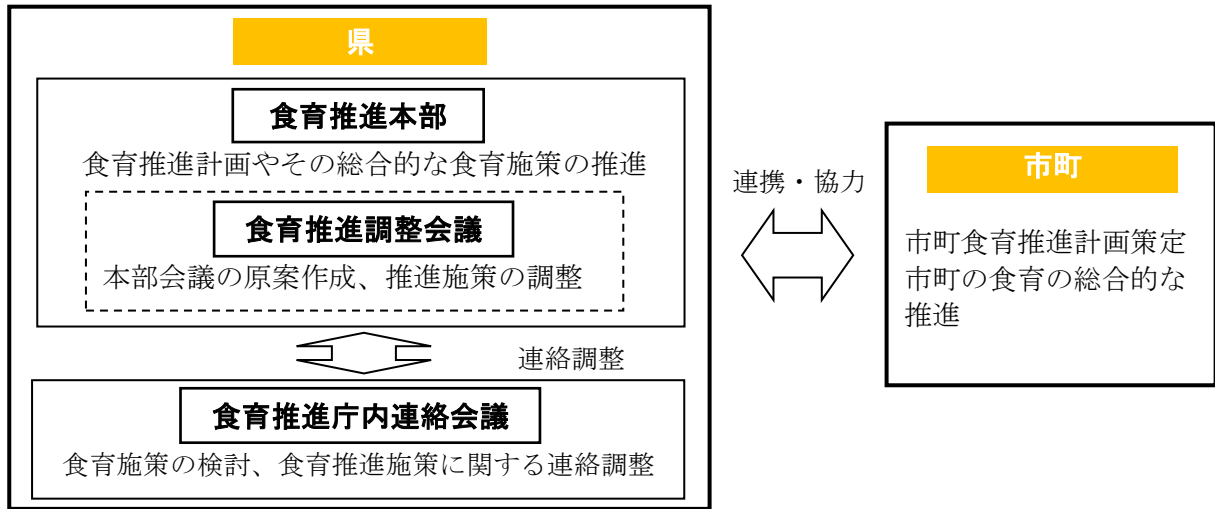
この計画の推進にあたっては、食育に関係する機関・団体等で構成する「とちぎ食育推進連絡会」を設置し、関係組織が横断的に連携・協力して取り組むものとします。

また、この計画に基づく取組について、県民、市町、教育・保育関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれ創意と工夫を凝らし、県民運動として取り組みながら、県民一人一人が生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととします(栃木県における食育推進体制図(3ページ))。

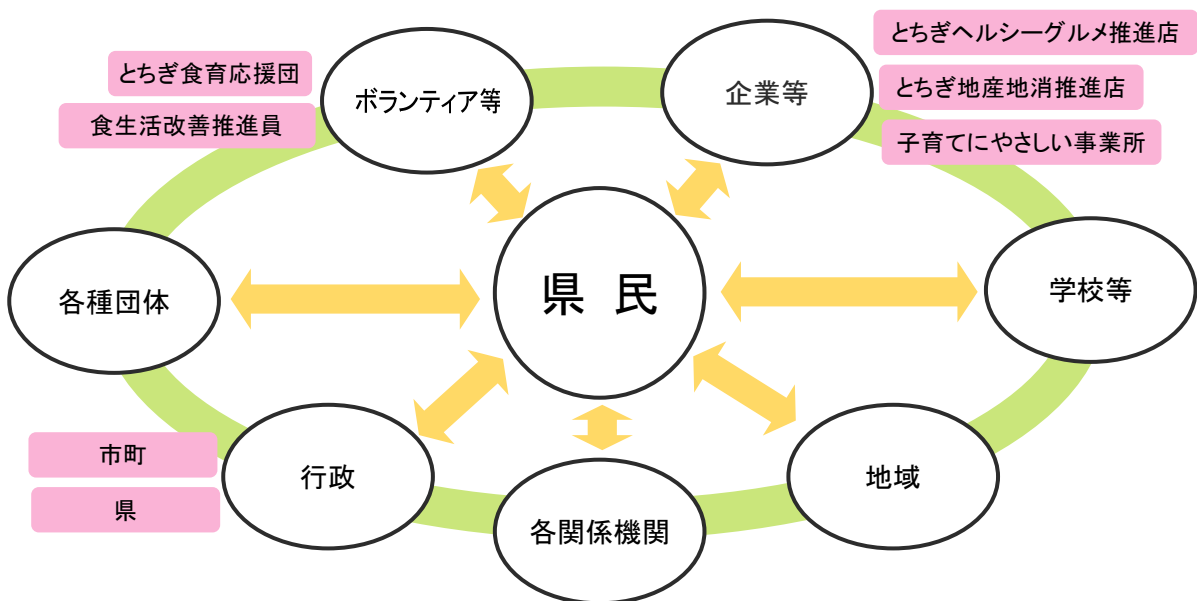
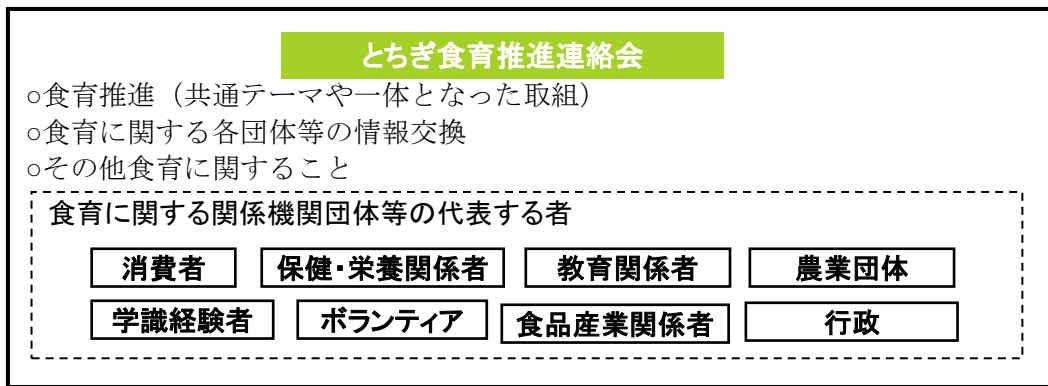
5 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、目標の達成状況も含めてその進捗状況を適切に把握し、「とちぎ食育推進連絡会」等において、その効果等を評価・検証して、施策の見直しや改善に努めます。

栃木県における食育推進体制図



情報提供 ↑ ↓ 支援



県民と協働した食育推進運動のイメージ図

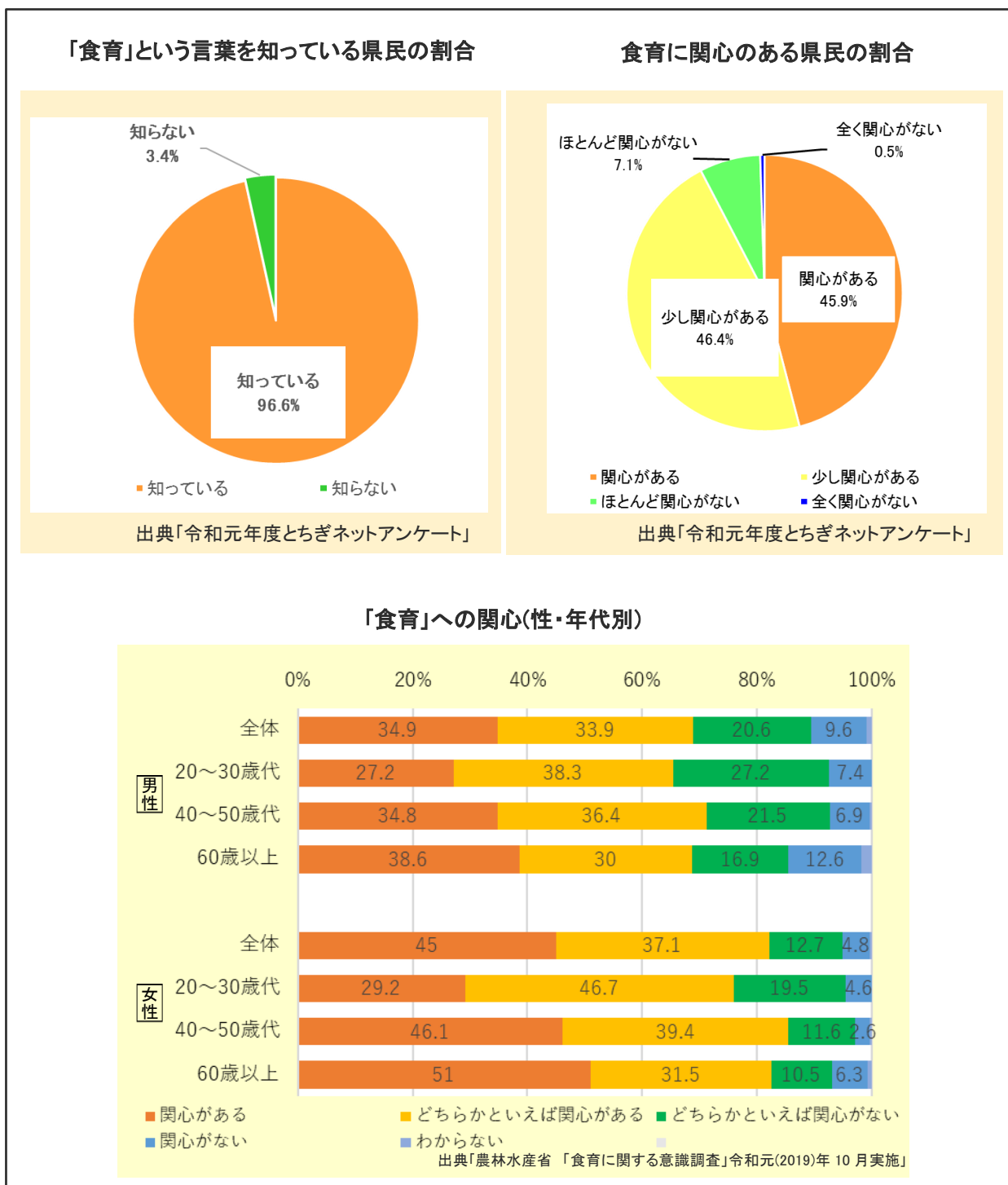
Ⅱ 食育に関する情勢

1 食に関する意識と消費構造

(1) 食育に関する認識

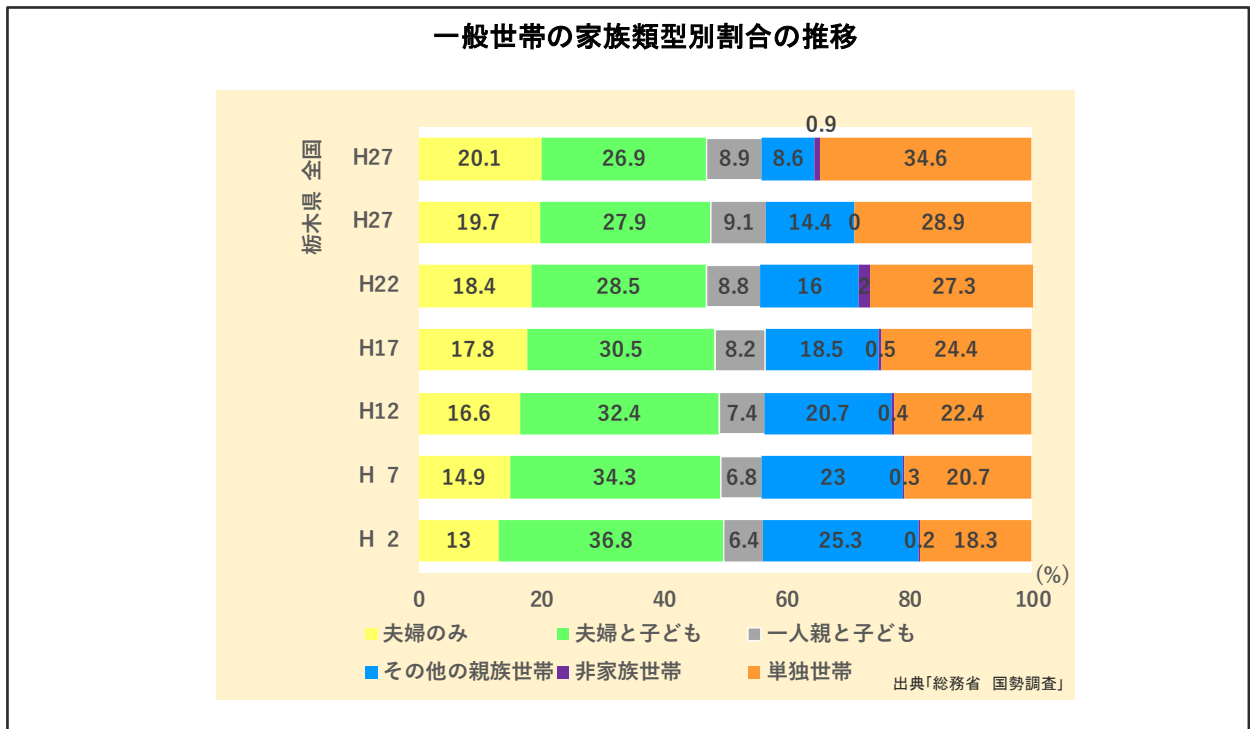
○食育という言葉を知っている県民及び関心のある県民の割合は9割を超え食育への関心は高い状況にあるといえます。

○食育への関心は世代によって違いがあり、20 から 30 歳代は他の世代より食育への関心が低下する傾向にあります。



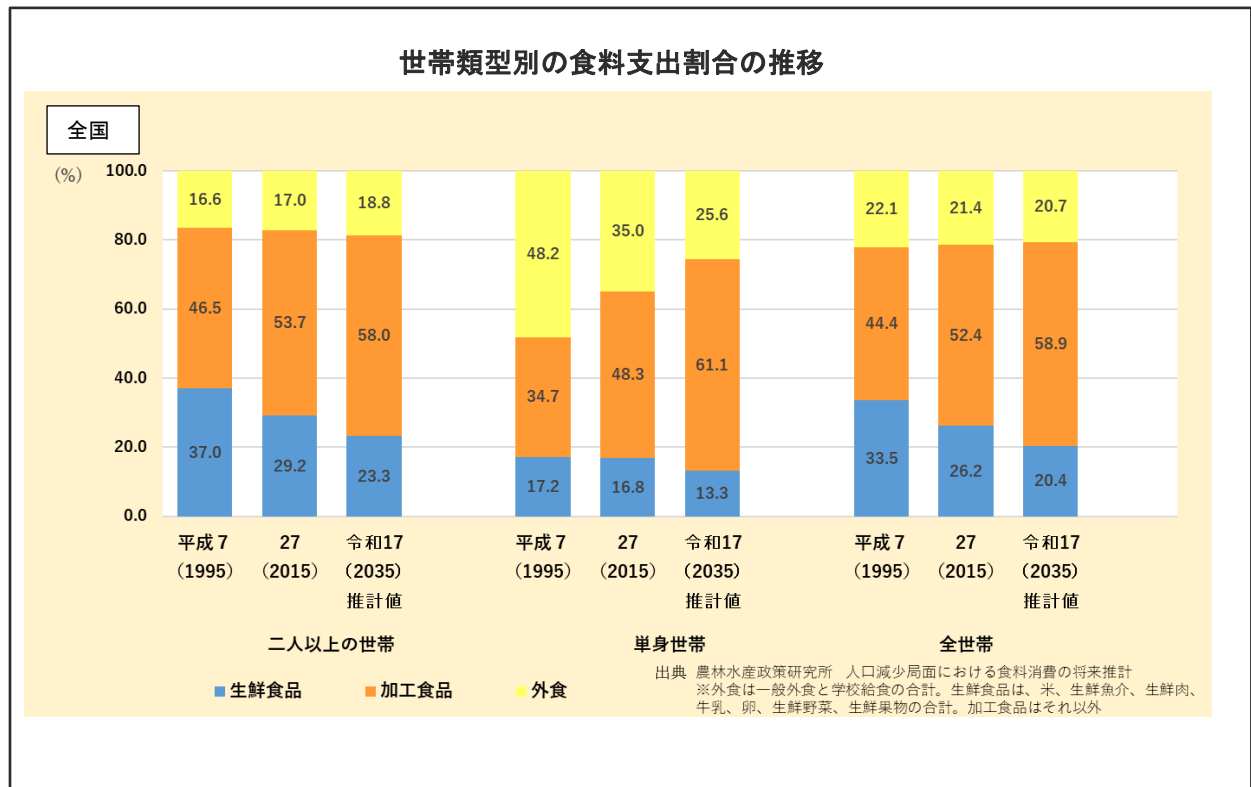
(2) 一般世帯の家族類型別割合の推移

○単独世帯や夫婦のみの世帯は増加傾向にあり、今後とも増加が見込まれます。



(3) 食料の消費構造の変化

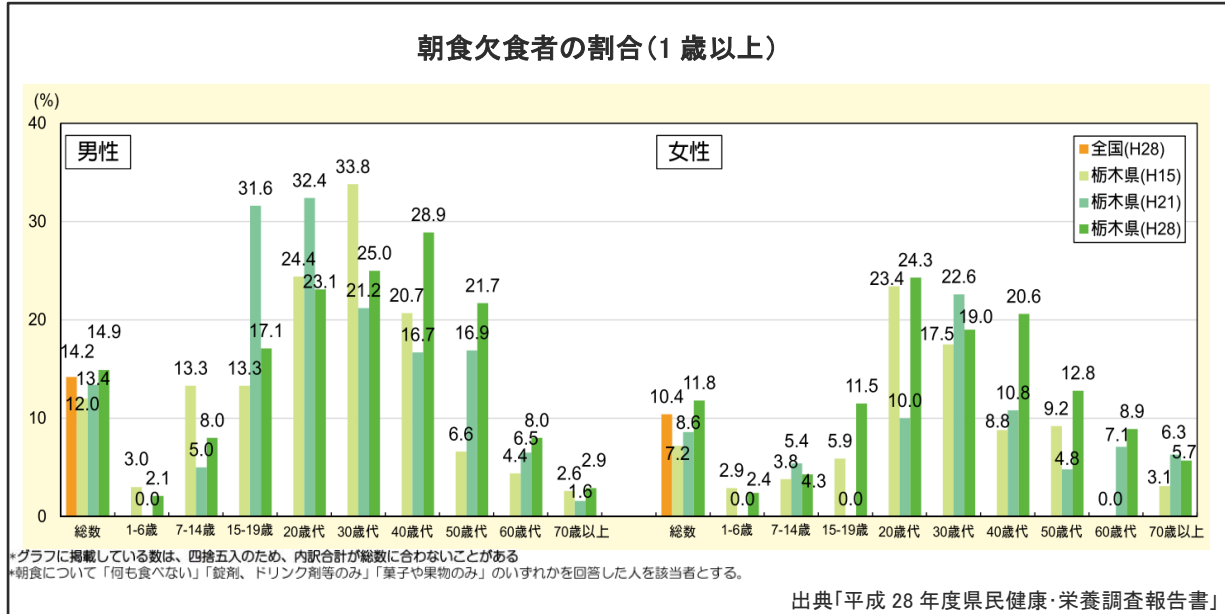
○食の外部化が進み、生鮮食品の消費割合が減少するとともに、加工食品の消費割合が増加し、今後ともこの傾向が続くことが見込まれます。



2 県民の食生活の状況

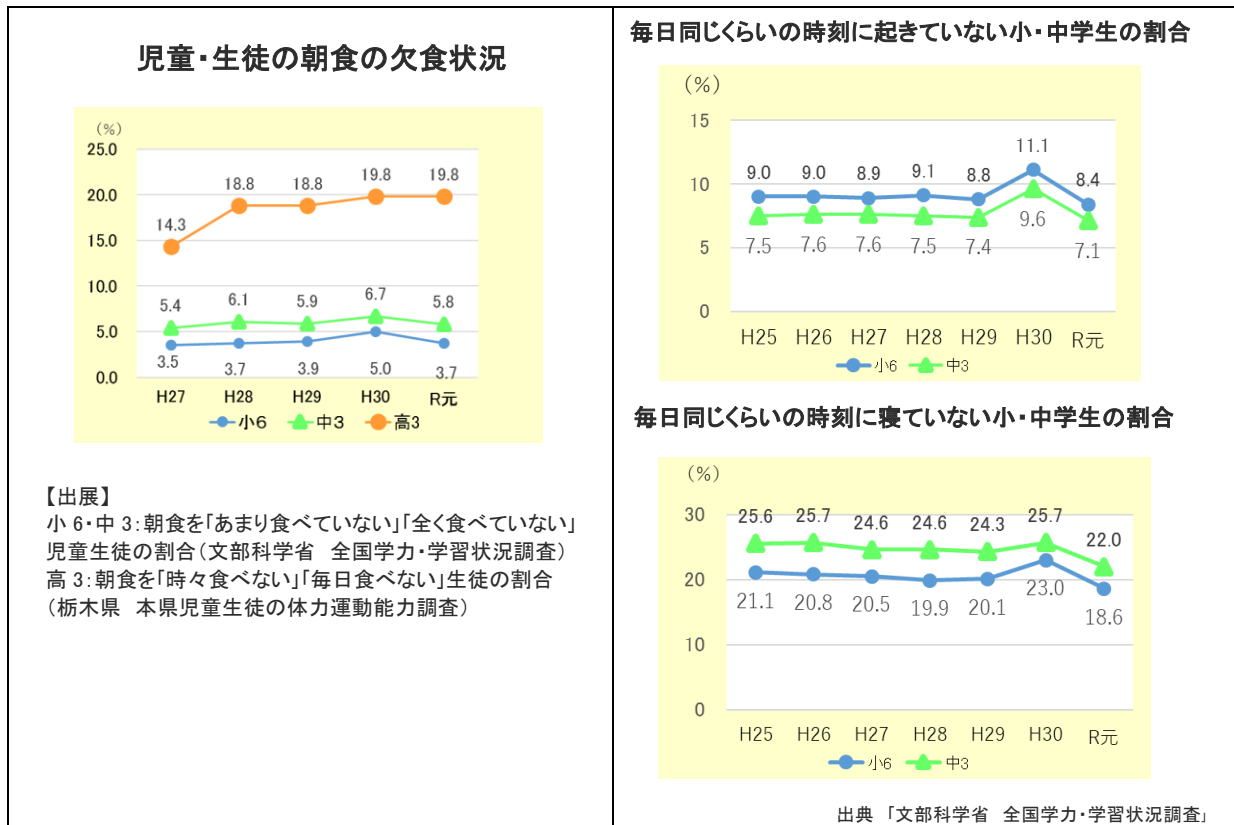
(1) 県民の朝食の欠食状況

○朝食を欠食する者の割合は男女とも10歳代後半から50歳代で高い状況にあります。また、総数において、平成15年度の調査時から毎回悪化しており、全国値より高い値となっています。



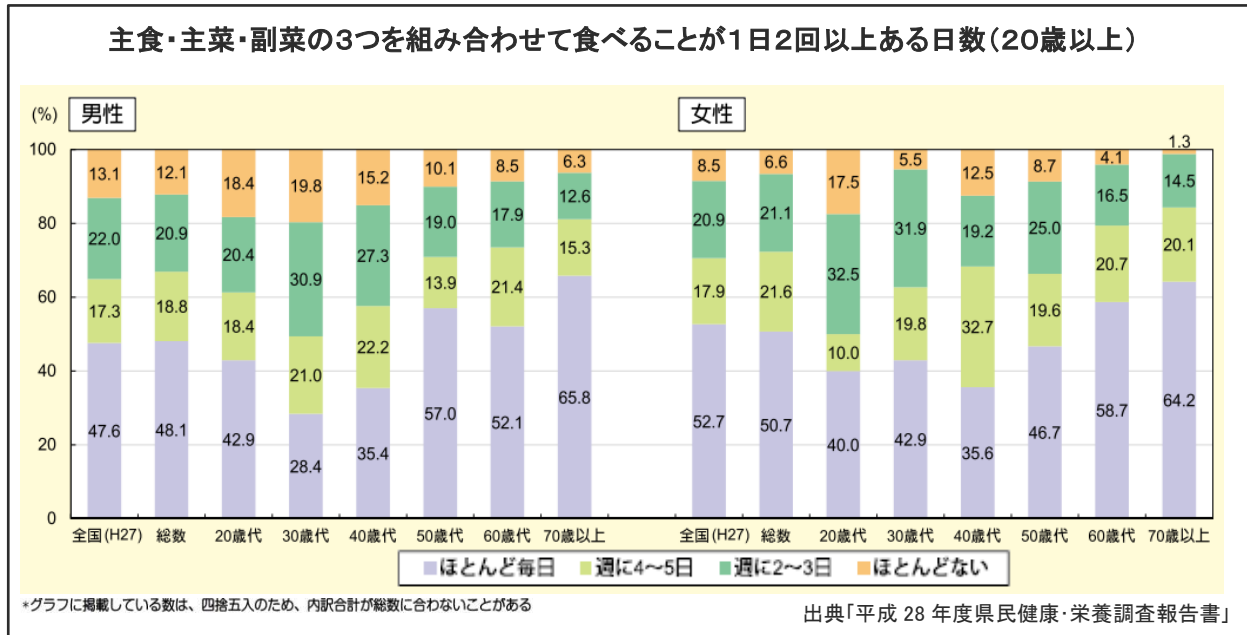
(2) 児童・生徒の朝食の欠食状況

○児童生徒の朝食欠食状況は横ばいからやや増加している状況にあります。
○不規則な起床、就寝時刻と関連していることが推測されます。



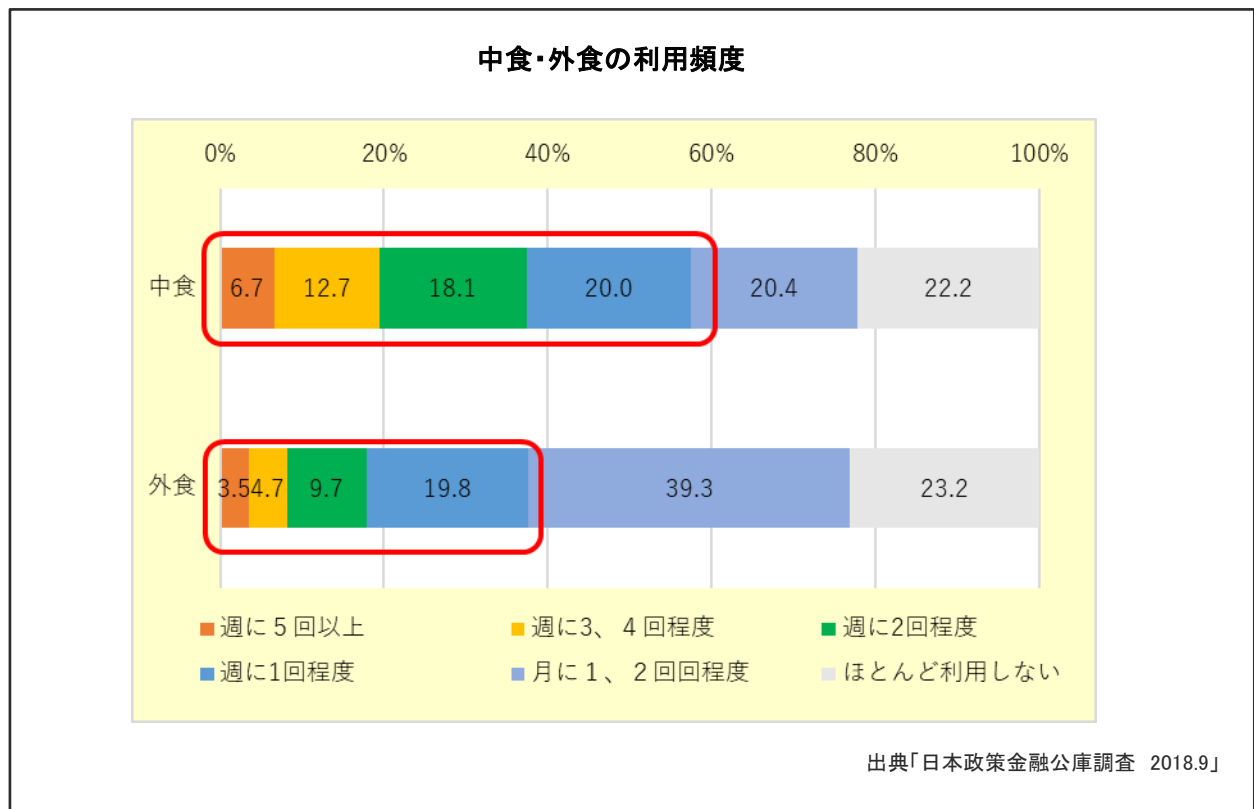
(3) 県民のバランスの良い食事の摂取状況

○主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をほとんど毎日食べる者の割合は、男女とも20～40歳代で低く、年齢階層が上がるにつれて高くなる傾向が見られます。



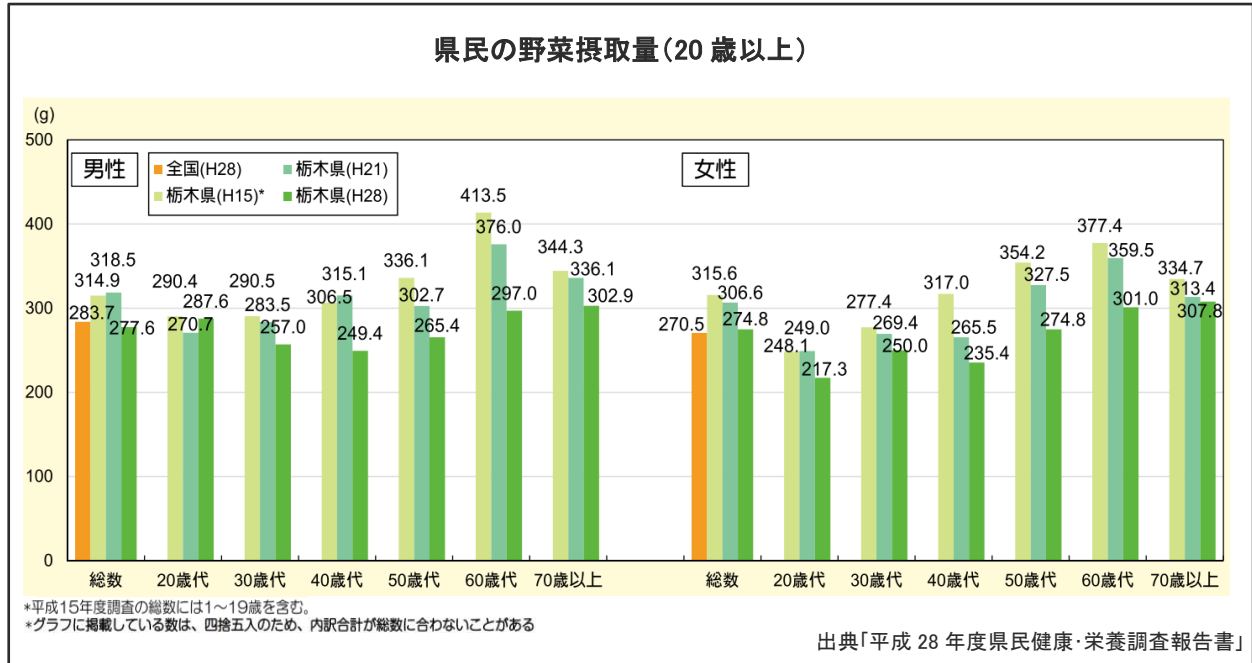
(4) 中食・外食の利用頻度

○中食を週に1回以上利用する人は5割を超え、外食を週に1回以上利用する人は3割を超えています。



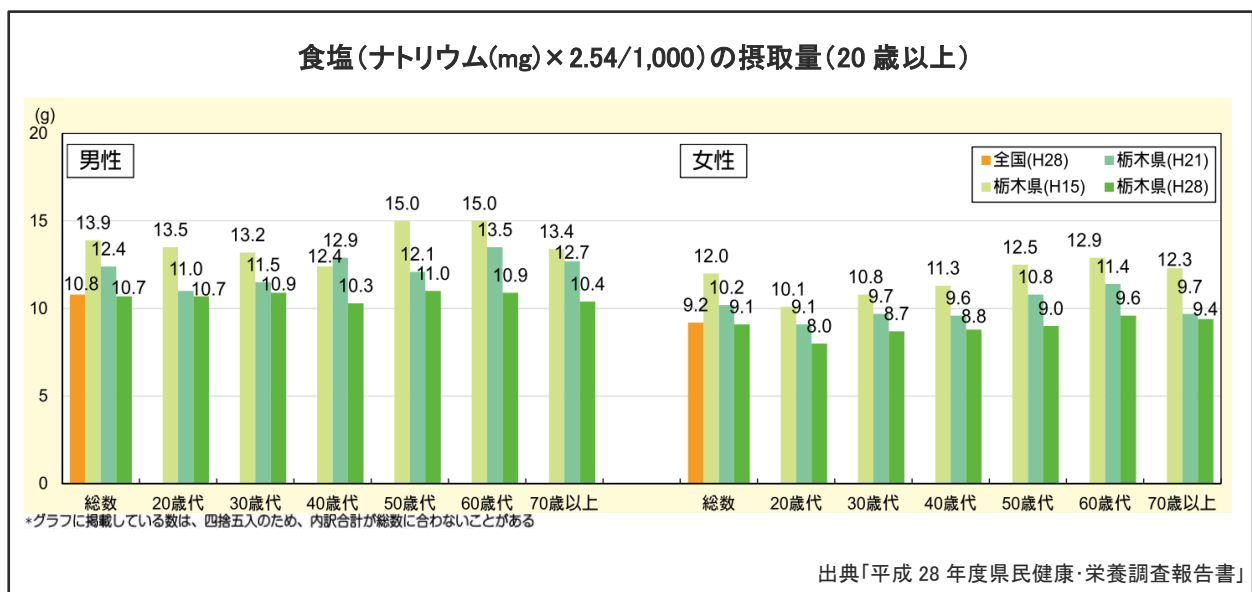
(5) 県民の野菜摂取量の状況

○ほぼ全ての年齢階層で、野菜の摂取量が平成 21 年度の調査より減少しています。特に男性の 30 歳代から 40 歳代と女性の 20 歳代で摂取量が少ない状況です。



(6) 県民の食塩の摂取状況

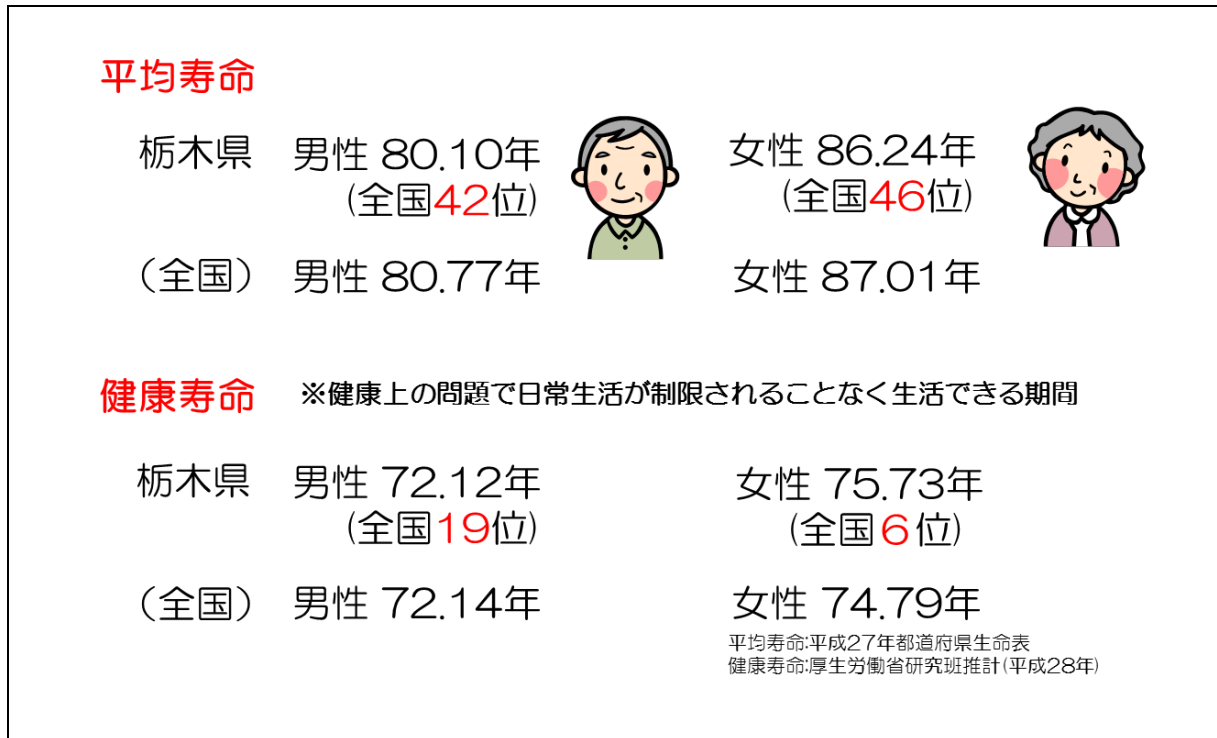
○20 歳以上の県民 1 人 1 日あたりの食塩摂取量は、男性 10.7g、女性 9.1g であり平成 21 年度調査より減少傾向にあります。日本人の食事摂取基準（2020 年版）の目標値である男性 7.5g、女性 6.5g より高い水準です。



3 県民の健康に関する状況

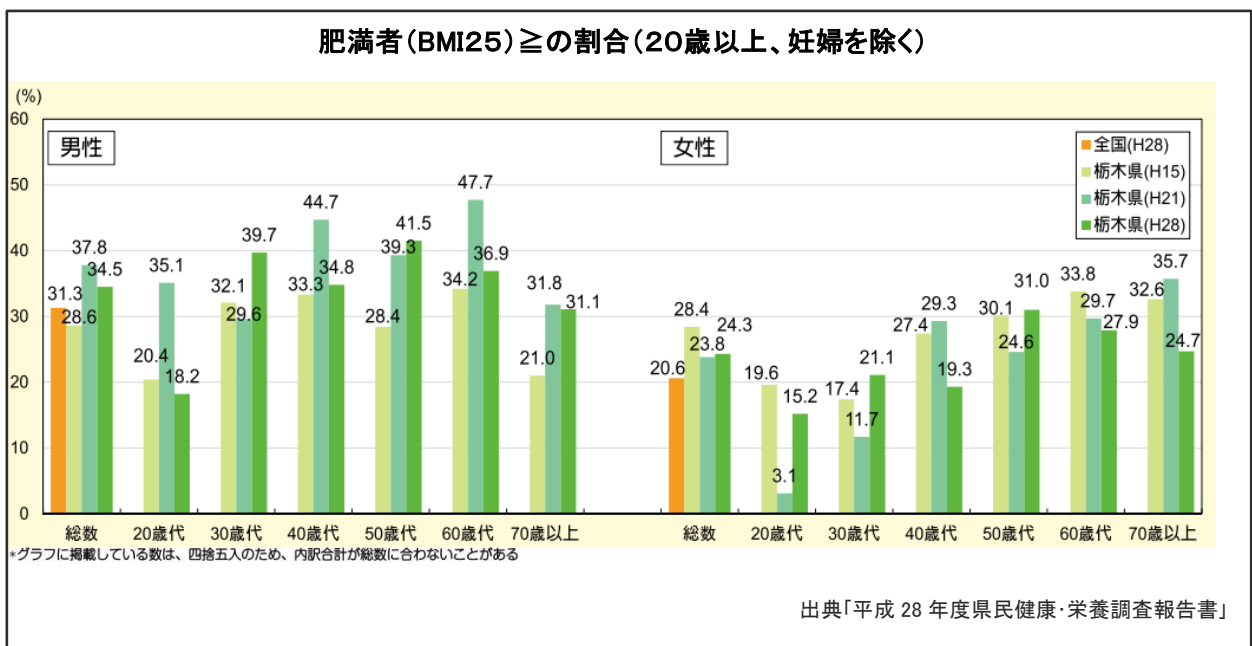
(1) 平均寿命と健康寿命

○平均寿命は、男性が全国 42 位、女性が全国 46 位です。また、健康寿命は男性が全国 19 位、女性が全国 6 位です。



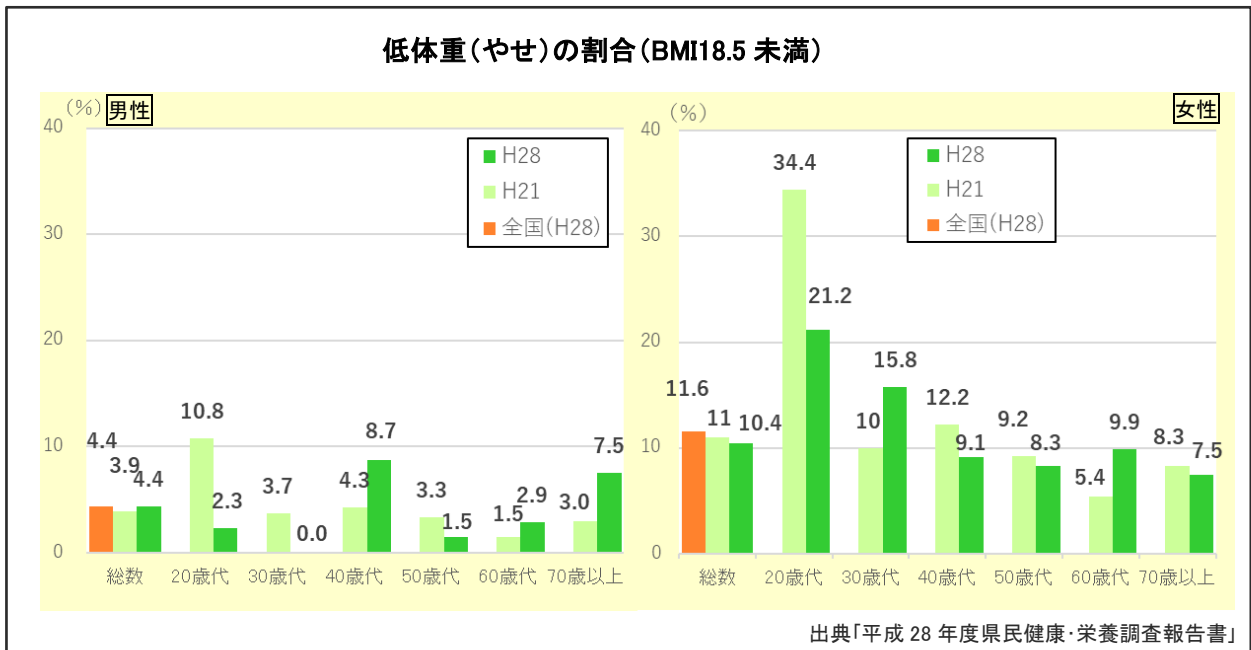
(2) 肥満者の割合(BMI 25.0 以上)

○肥満者の割合は、総数において男女ともに依然として全国値より高い状況です。男性では平成 28 年度に一部に改善の傾向が見られますが、30 歳代以上は依然として高い水準であり、女性では 20 歳代、30 歳代、50 歳代で増加しています。



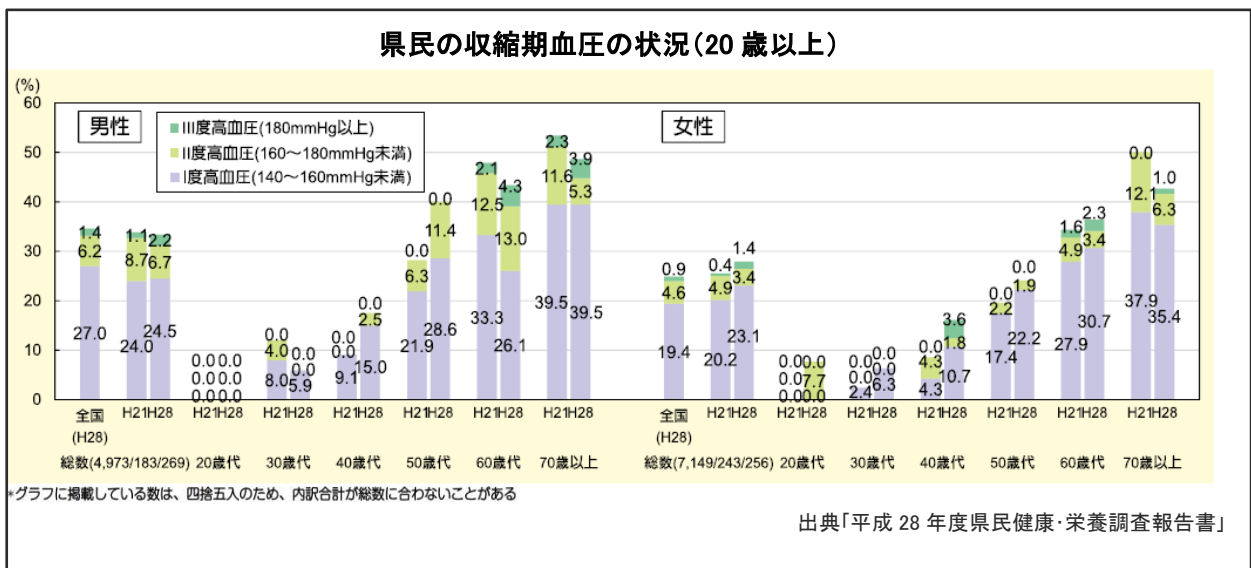
(3) 低体重(やせ)者の割合(BMI 18.5 未満)

○低体重(やせ)の者の割合は、ほぼ横ばいですが、女性の20歳代で依然として高い状況です。



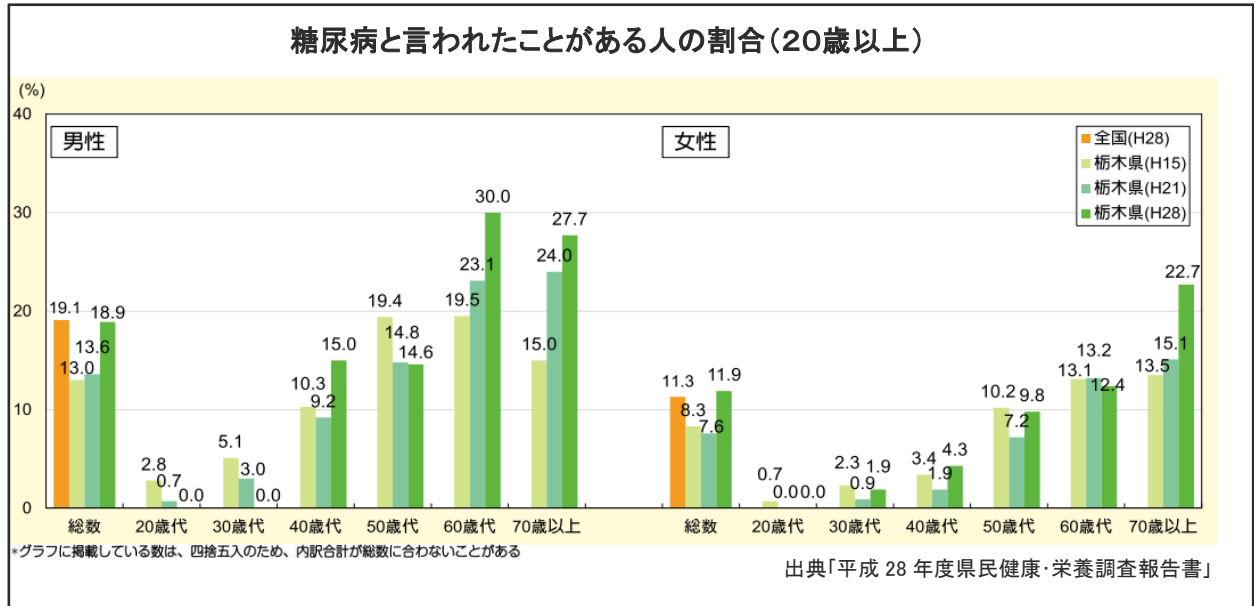
(4) 高血圧(収縮期血圧 140 mm Hg 以上又は拡張期血圧 90 mm Hg 以上)者の割合

○高血圧者の割合は高い状況にあり、特に40歳代女性と60歳以上は男女ともに注意が必要な状況です。



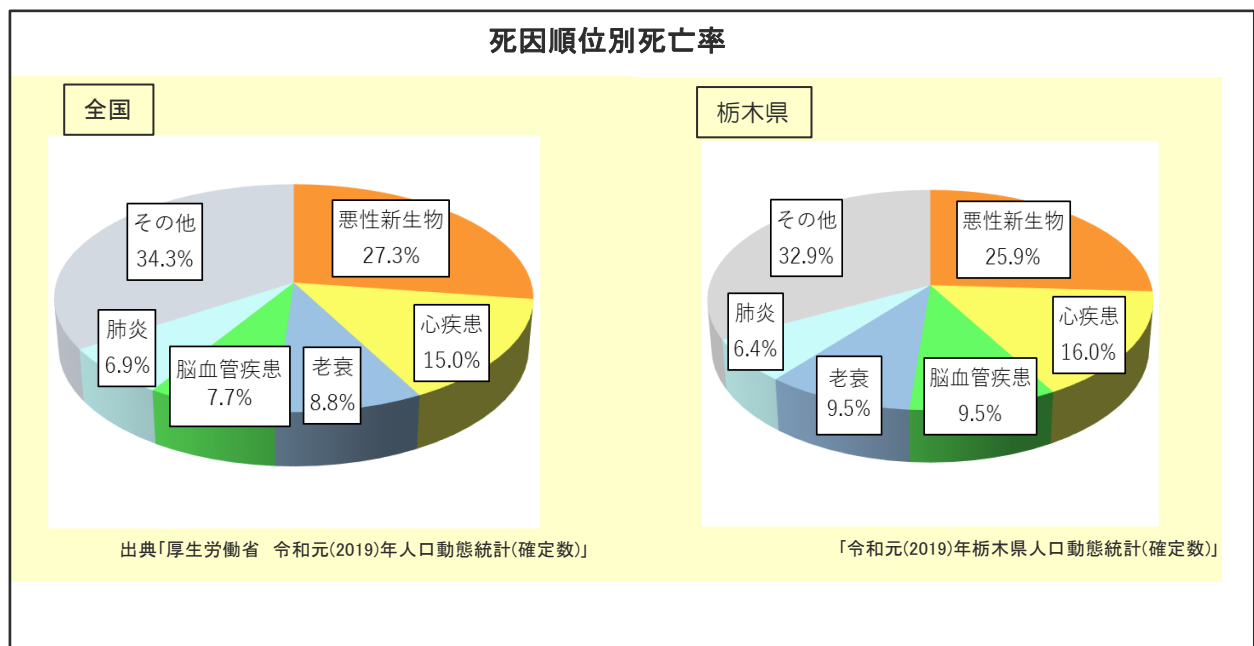
(5) 医療機関や検診で糖尿病と言われたことがある者の割合

○医療機関や検診で糖尿病と言われたことがある者の割合は、男性の60歳以上、女性の70歳以上で増加傾向が認められます。また、男性の40歳代も大きく増加しています。総数でも女性で全国値の11.3%を超える11.9%、男性も18.9%と増加傾向です。



(6) 死亡者の死因別の割合

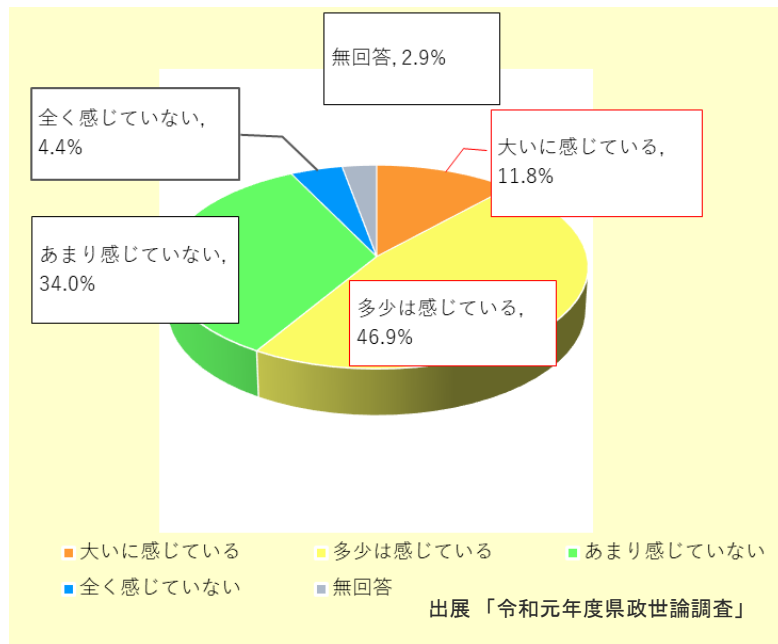
○本県の死因上位は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、老衰、肺炎であり、全国と比較すると脳血管疾患の割合が高い状況です。



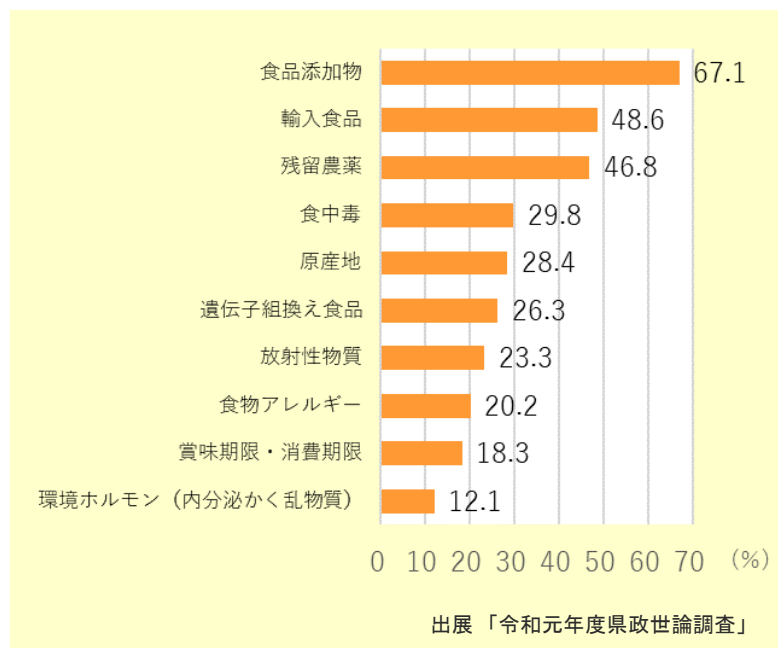
4 県民の食品に関する安全への意識

- 食品の安全性に不安を感じている県民の割合は、「大いに感じている」と「多少は感じている」の2つを合わせると約6割近くとなっています。
- 食品の安全性に不安に思うものの理由として「食品添加物」が最も高く、次いで、残留農薬、輸入食品、の順となっています。

食品の安全性に不安を感じている県民の割合



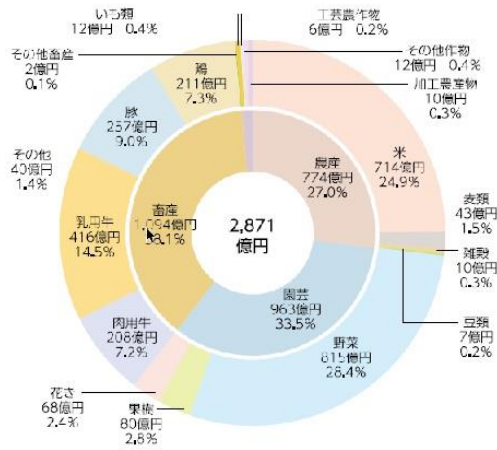
食品の安全性に不安を感じている県民の割合



5 県内の農産物の生産状況

本県の農業産出額は、2,871 億円（平成 30 年度）と全国第 9 位であり、産出額別に主な生産物の内訳をみると、米や麦などの穀類、生乳や豚、肉用牛などの畜産物、いちごやにらなどの野菜がバランス良く生産され、豊かな食を支えています。

栃木県の農業産出額の内訳（平成 30 年）



農林水産省 平成30年度生産農業所得統計

生産量が全国上位を占める農産物

【全国 1 位】

いちご



ビール大麦



かんぴょう



【全国 2 位】

生乳



にら



こんにゃくいも



6 栃木県食育推進計画(第3期)指標の達成状況

指標	基準値 (基準年)	目標値 (令和 2 (2020) 年度)	実績値 (令和 2 (2020) 年度)	達成度
食事の際に「いただきます」を言う県民の割合	75.4% 平成 27(2015) 年度	90%	71.9%	80%
学校給食における地場産物活用割合	36.8% 平成 27(2015) 年度	50%	39.3%	79%
農業体験を複数回したことがある県民の割合	58.3% 平成 27(2015) 年度	75%	67.9%	91%
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の者の割合	56.9% 平成 25(2013) 年度	80% 令和 4 (2022) 年度	49.5% 平成 28(2016) 年度	-
食の安全・安心に関する意見交換会の参加者数	13,595 人 平成 26(2014) 年度	14,900 人	18,436 人	124%

7 SDGs(持続可能な開発目標)について

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

国の「SDGsアクションプラン2021」の中にも、食育の推進が位置づけられており、17の目標には、「目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」「目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」など食育と関係が深い目標があり、食育推進によるSDGsの実現が期待されています。



8 食育をめぐる課題

- (1) 少子高齢化の進展、ライフスタイルや家庭を取り巻く状況の変化に伴い、家族や仲間と共に食事をする「共食」の機会が減り、これまで家庭や地域で伝えられていた食事の大切さ、楽しさ、マナー、食文化等が次世代に伝わりにくくなってきています。

このため、家庭、学校、地域の食育ボランティア等の関係者が連携し、様々な体験を通して「食」の大切さ、楽しさ、文化を伝え、豊かな心を育む必要があります。

- (2) 食料生産と消費の現場が離れたことにより、生産者など食に関わる人の活動や動植物の命をいただいていることを感じづらくなっており、限りある食料は自然の恩恵と多くの人の関わりによって支えられていることの理解促進を一層図っていく必要があります。

- (3) 朝食の欠食や偏った食事など食生活の乱れを改善し生活習慣病を予防するために、乳幼児から高齢者まで各ライフステージに応じた栄養摂取や正しい食生活について学び、実践することを促し健康な体づくりを進める必要があります。

- (4) 食育を推進することは、県民の健康な心身と豊かな人間性の育成だけではなく、SDGsの実現という観点からも取組を一層進める必要があります。

これまでに整備してきた食育推進体制の中で、関係機関・団体がさらに連携・協力し、県民運動として展開することが重要です。

Ⅲ 基本理念およびコンセプト、基本目標

1 基本理念

県民一人ひとりが、楽しく健全な食生活を実践することにより、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。

2 コンセプト

「人生 100 年時代を見据え、健康で心豊かに生きるための食育」

3 基本目標

(1) 食を通して豊かな心、人間性を育みます

食を楽しむ機会の確保や食に感謝する心の醸成、地域の食材や食文化への理解を促進し、豊かな心と人間性を育みます。

(2) 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

正しい食生活に向けた環境整備や栄養バランスのとれた食生活の推進、規則正しい食生活の推進により県民一人ひとりの健康を目指します。

(3) 食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します

県民の食の安全性に関する信頼を確保するとともに、食育に関わる人材の確保・育成や食に関わる関係者との連携により、県民と協働した食育推進運動を展開します。

